

ります。で解雇に關する一部の権限は支配人及び二人の委員の手にあるのであります。委員は左の二名であります。

シー、ケー、ジョーンズ氏
 淺沼、金、藏氏

この二名の委員の手によつて慎重に取調べた上初めて解雇する解雇せぬの解決がつくのであります。でありますから、**今後はたとへ監督者でも私人として感情の爲め等に皆さんが解雇される、事は決してありません。**

若し解に落ちぬことで解雇の通知を受けたときには遺憾なしに淺沼氏の許までお出でなさい。

しかし悪いものでも解雇しないといふのではありません。其の邊は考へ違ひをせぬやうにしなければなりません。ですから今後解雇せらるゝものはよくの附であるといはれてもしかたがありません。

各部所の工賃支拂方法

工賃の支拂は女工は午後四時より、男工にては組（午後二

時より十時迄）は午後四時半より工場にて支拂ひます。
 A組（朝六時より午後一時迄）C組（午後十時より翌朝六時迄）は左記劃當られたる時間により表門事務所に於て支拂ひます。

- 午後五時より支拂の部所は
- 一、サイクルリチューブ、
 - 一、洗、室、
 - 一、リクレム、
 - 一、カ、車、
 - 一、モールド力車、
 - 同五時十五分より支拂の部所、
 - 一、引カケ部
 - 一、針金部
 - 同五時三十分より支拂の部所は、
 - 一、モータ部
 - 一、キカイ部
 - 同五時四十五分より支拂の部所は
 - 一、スブレデング

ダンロップ工場規則

總て當社従業員たるものは本規則の各條を周知しこれを服膺する事を誓つたものと認める。

探 用

- 第一條 探用者は一切ダンロップ従業員たる事を得ぬ。
- 第二條 本人の戸籍謄本、身元證明（いづれも三ヶ月以上を経過せぬもの）及び最近の寫眞（名刺形にて髮色せぬもの）一葉を持参したる志願者にて當社醫師の健康診断に合格したるもの、中より就業に適當と認むる者を採用する。（志願者は午前七時半までに就業の準備をなし、人事係の指揮を待つこと。）
- 第三條 一時採用したるもの、書類寫眞は一切返戻せぬ。女工志願者は右記載の書類寫眞を要せぬ。（但し必要の場合には呈出を要求する。）

工 賃 支 拂

工賃支拂は必ず工賃を受くべき本人であること左

組名	時間
リキシヤ	5.15
ブリク	5.15
フライバ	5.15
ヒツク	5.30
ハリガネ	5.30
モータ	5.45
リクナム	5.45
ルハム	5.45
メカニカル	5.45

若し、支拂時間中にこられたなかつたものは、翌日の午後四時から五時迄の間に工場事務所へおいでなさい。賃金を受取りに來て、勝手に工場へ這入ることはなりません。又入門の際には必ず番號札を胸につけて附くこと、勿論支拂の時でもチャンシつけていなければなりません。尙時間を圖示すれば左の通りであります。